

重点目標 V 推進体制の充実

現状と課題

DVIは広域的な対応かつ様々な機関との連携が不可欠であり、DV防止法第9条においても各機関が「相互に連携を図りながら協力するよう努めるもの」とされています。

また、庁内においてもDV被害者へ適切な対応を行うためには、関係各課による連絡会議の開催等、より一層の協力体制が必要です。

具体的な施策

課題1 他機関との連携強化

広域的な連携体制の整備に努め、計画の推進に向けて一層連携を強化するとともに、民間団体とも連携を図ります。

23 関係機関(県・警察等)との連携強化

警察、県、他市町で構成する会議を定期的に開催し、協力体制を強化します。

24 民間団体との連携

より充実した支援を行えるよう、民間団体との連携強化を図ります。

課題2 庁内における連携の強化

庁内の関係各課の連携を深め、DVIに関する総合的な支援体制を整えていきます。

25 庁内連絡会議の開催 ④9

庁内連絡会議を定期的に開催するとともに、関係各課が共通認識を持てるよう機能させていきます。

26 DV対応マニュアルの作成 ④9

関係各課職員が適切に対応できるよう、マニュアルを作成します。

27 職員に対する研修の実施 ④9

DV被害者へ適切な支援を行えるよう継続して、研修を実施します。

第4

4 計画の推進体制

1 推進体制

「ふじさわDV防止・被害者支援計画」を推進していくため、次の体制によりすすめていきます。

(1) ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会

男女共同参画社会の実現に向けて、また、「ふじさわ男女共同参画プラン2020」の総合的、効果的推進に資するよう設置されている「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」において、本計画の進捗状況等について確認します。

(2) 庁内DV対応ネットワーク会議

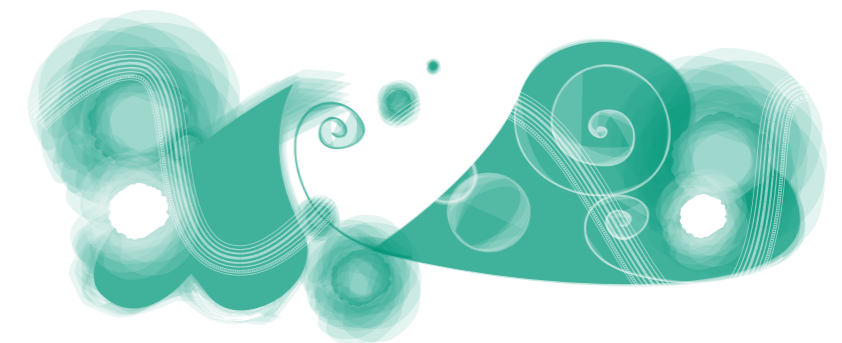
庁内関係各課が必要な連携調整を行い、また、的確な初期対応ができるよう、会議を定期的に開催するとともに、関係各課が共通認識を持てるよう機能させていきます。

(3) 関係機関との連携

神奈川県立かながわ女性センターをはじめ、関係機関と連携を図るとともに、茅ヶ崎市、寒川町との2市1町のネットワーク等近隣自治体との連携による協力体制により計画の推進を図ります。

(4) 民間団体との連携

より充実した支援を行えるよう、民間団体との連携を強化し、計画の推進を図ります。
また、その他の多様な主体とも連携して、それぞれが持つ資源やノウハウを生かした取り組みを進めます。



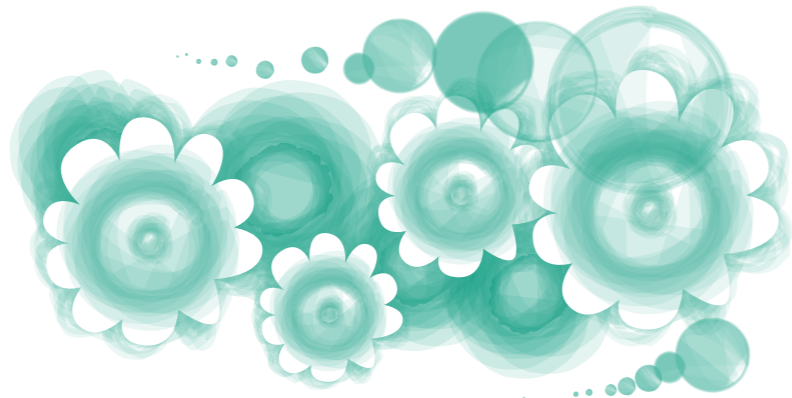
重点目標4「性の尊重とあらゆる暴力の根絶」を実現するための 担い手の役割と方向性

ふじさわ男女共同参画プラン2020抜粋

担い手	その役割と方向性
市民	お互いの人権を尊重し、常に相手を思いやる心をもって、あらゆる暴力を絶対にしない、許さないという意識の醸成に努めます。
市民ボランティア	あらゆる暴力の根絶に対する環境づくりと被害者の精神的安定の支援に努めます。
NPO	DVや性犯罪など、あらゆる暴力防止のための意識啓発活動に努めます。
大学	あらゆる暴力の根絶のためにその実態を解明するとともに、より効果的な社会的対応策の提案に努めます。
企業	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを未然に防げるよう、社内体制の整備徹底をめざします。
行政	DVやセクシュアル・ハラスメント防止をPRするとともに、被害者の相談支援体制の拡充を図ります。

2 実施状況の公表

この計画に基づく施策については、年度ごとに実施状況を公表します。



第5章 資料

1. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止法)

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項